

古事類苑

地部十五

近江國

近江國ハ、アフミノクニト云ヒ、舊クハチカツアフミノクニトモ云ヘリ、東山道ニ在リ、東ハ伊勢、美濃、西ハ山城、丹波、南ハ伊賀、北ハ若狹、越前ニ界シ、東西凡ソ十二里、南北凡ソ十九里、中央ニ琵琶ノ大湖アリテ、山水頗ル明媚ナリ、謂ユル近江八景ハ、其湖邊ヲ環レリ、此國ハ古ヘ國府ヲ栗太郡ニ置キ、滋賀、栗太、甲賀、野洲、蒲生、神崎、愛智、犬上、坂田、淺井、伊香、高島ノ十二郡ヲ管シ、延喜ノ制、大國ニ列ス、明治維新ノ後、淺井郡ヲ分チテ東淺井、西淺井ノ二郡トナシ、更ニ西淺井郡ヲ伊香郡ニ併セ、新ニ大津市ヲ設ケ、滋賀縣ヲシテ一市十二郡ヲ治セシム、

名稱

〔倭名類聚抄五〕近江阿知加津

〔運步色葉集阿〕近江

〔書言字考節用集二〕淡海古謂近江爲淡海故不比等

〔古事記上〕次大山上 咋神、亦名山末之大主神、此神者坐淡海國之日枝山、

〔倭訓栞前編一〕あふみ 江をよめり、近江遠江の類也、淡海の義はう反ふ也、和名抄に近江ちかつ

あふみと見えたるを、今あふみとばかりいふは略せる也、

〔古事記傳七〕淡海は、息長帯比賣命段歌に、阿布美とあり、和名抄に、近江知加津阿不美とあるは、遠江に對へて、後に云る名にして、古も今も常には近江と書ても、たゞ阿布美と云なり、さて此は湖